

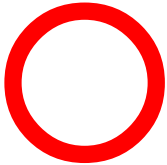

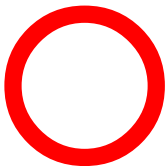


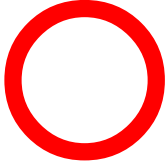

問題集 (指定保税地域・保税蔵置場用)

下記の記述につき、正しいものに「○」、また、間違っているものには「×」を記入してください。

	問題	回答
1	指定保税地域又は保税蔵置場で記帳が必要とされる貨物は外国貨物のみである。	×
	指定保税地域又は保税蔵置場において貨物を搬入する際に記帳義務が課せられている貨物には、外国貨物のほか、輸出しようとする貨物(信書を除く。)も含まれる。(関税法第34条の2、関税法施行令第29条の2)	
2	民間管理資料を保税台帳とする場合、搬出入、取扱いが無かった週の場合にも配信資料も取り出し、保存しなければならない。	○
	帳簿(保税台帳)を電磁的記録により保存することで届出された場合は、実績がない場合も、実績がないことを証明するため毎週保存しておく必要がある。 【参考】システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、関税関係個別通達集「輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて」第2章 貨物管理 第4節 保税台帳関係 4-1(1)イに規定されており、同項において、実績のない週に配信される民間管理資料の保存を省略できるとは規定されていない。	

	問題	回答
3	食品衛生法に基づく検査のため、厚生労働省職員が見本採取することとなったが、公務員が見本採取するので口頭連絡により搬出を認めた。	×
	<p>関税法基本通達32-2(2)で、税関職員以外の公務員が食品衛生法、植物防疫法その他の法律による権限に基づき見本を採取する場合には、当該公務員が税関に提出し確認を受けた「見本採取票(C-5280)」又はこれに準じた適宜の様式でもって搬出することとなっている。</p>	
4	保税蔵置場に搬入された外国貨物の荷繰りを行う場合は、関税法第40条第1項の取扱いの記帳が必要である。	×
	<p>関税法第40条で「貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れ」と規定されているので、荷繰りのみの場合は記帳は不要である。</p>	
5	内部監査人は役員、貨物管理責任者等、一定の役職・立場にある者しかねない。	×
	<p>内部監査人の任命にあたって、関税法上役職等の限定規定はないため、会社法等で言う監査役、会計監査人等である必要はない。 ただし、内部監査を実効性あるものにするためには、社内規定等により権限付与されていること(「公正かつ客観的な立場」、「組織体内の独立した機能」)、業務に精通していることなどが必要である。</p>	

	問題	回答
6	蔵置場での非違がない場合でも、関税法第48条の許可取消(搬入停止)の処分を受けることもある。	
<p>関税法第48条第1項第1号の場合は、保税蔵置場の業務について関税法違反をした場合に処分対象となるが、同第2号により、蔵置場に非違がなくても、被許可者が関税法第43条第2号から第10号(許可の要件)のいずれかに該当することとなった場合に処分対象となる。</p>		
7	税関長は保税蔵置場の許可を受けた者が倉庫業法の規定に違反して罰金の刑に処せられた場合には、その許可を取り消すことができる。	
<p>保税蔵置場の許可を受けた者が倉庫業法の規定に違反して罰金の刑に処せられたとしても、関税法第43条第3号に規定する欠格事由に該当することはないので、税関長は、その許可を取り消すことはできない(禁固以上の刑に処せられた場合が欠格事由に該当となる)。</p>		
8	現在、蔵置貨物の種類については輸出入冷凍貨物として保税蔵置場の許可を受けている。今後、冷凍貨物以外の一般貨物も取り扱う予定があるため、蔵置貨物の種類変更について、あらかじめ税関長に届け出る必要がある。	
<p>蔵置貨物の種類を変更する場合は許可内容が変更となるため、関税法施行令第35条第3項に基づく関税法基本通達42-11(許可の際に附する条件)(1)により、あらかじめ税関長に届け出る必要がある。(保税蔵置場許可書の裏面に許可条件が附されている。)</p>		

	問題	回答
9	貨物の滅却の承認は、保税蔵置場にある貨物が著しく腐敗したため、その本来の用途に供せられないと認められる場合に行うが、これ以外の場合でも滅却の承認を行うことができる。	
	貨物が国内消費の需要に適合しなくなり、かつ、これを外国に積戻しすれば採算的に多大の損失を来たすこととなると認められるときには、滅却の承認を行うことができる。【関税法基本通達45-2(2)】	
10	保税蔵置場の許可を受けた者が、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止したときは、休止後直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。	
	保税蔵置場の休業の届出は、あらかじめ(「休止後」ではない。)その旨を届け出なければならないものとされている。(関税法第46条)	